



埼玉労働局発表
平成 31 年 4 月 10 日

報道関係者 各位

【照会先】

埼玉労働局職業安定部
職業対策課長 宮内 直利
職業対策課長補佐 吉澤 久雄
地方障害者雇用担当官 榊田 由香
(電 話) 048(600)6209

平成 30 年 埼玉県の間企業における障害者雇用状況の集計結果

～民間企業の障害者の実雇用率は 2.15%～

厚生労働省埼玉労働局（局長 木塚 欽也）では、今般、埼玉県内に本社をおく企業の平成 30 年 6 月 1 日現在における障害者の雇用状況を取りまとめましたので、公表します。

障害者雇用促進法では、事業主に対し、常時雇用する従業員の一定割合（法定雇用率、民間企業の場合は 2.2%）以上の障害者を雇うことを義務付けています。

今回の集計結果は、同法に基づき、毎年 6 月 1 日現在の身体障害者、知的障害者、精神障害者の雇用状況について、障害者の雇用義務のある事業主などに報告を求め、それを集計したものです。

なお、法定雇用率は平成 30 年 4 月 1 日に改定されています（民間企業の場合は 2.0% → 2.2%、対象企業を従業員数 45.5 人以上に拡大）。

【集計結果の主なポイント】

＜民間企業＞（法定雇用率 2.2%）

○雇用障害者数、実雇用率ともに過去最高を更新。

- ・雇用障害者数 14,504.5 人、対前年 12.3%（1,592 人）増加
- ・実雇用率 2.15%、対前年比 0.14 ポイント上昇

○法定雇用率達成企業の割合は 46.1%、対前年比 3.3 ポイント減少

※ 全国の雇用状況報告については、厚生労働省のホームページ（<http://www.mhlw.go.jp/>）をご覧ください。

障害者雇用状況報告の集計結果（概要）

民間企業における雇用状況

1 雇用されている障害者の数、実雇用率、達成企業割合

実雇用率は 2.15%（前年 2.01%）で 0.14 ポイント上昇、雇用されている障害者の数は 14,504.5 人（前年 12,912.5 人）で 12.3%（1,592 人）の増加となり、達成企業割合は 3.3 ポイントの減少となった。

	平成 30 年	平成 29 年	対前年増減
雇用障害者数	14,504.5 人	12,912.5 人	1,592 人
実雇用率	2.15%	2.01%	0.14
法定雇用率達成企業割合	46.1%	49.4%	△3.3

（参考：埼玉県内の雇用率）

	23 年	24 年	25 年	26 年	27 年	28 年	29 年	30 年
雇用率	1.51%	1.62%	1.71%	1.80%	1.86%	1.93%	2.01%	2.15%
全国順位	47 位	39 位	35 位	31 位	33 位	30 位	28 位	25 位

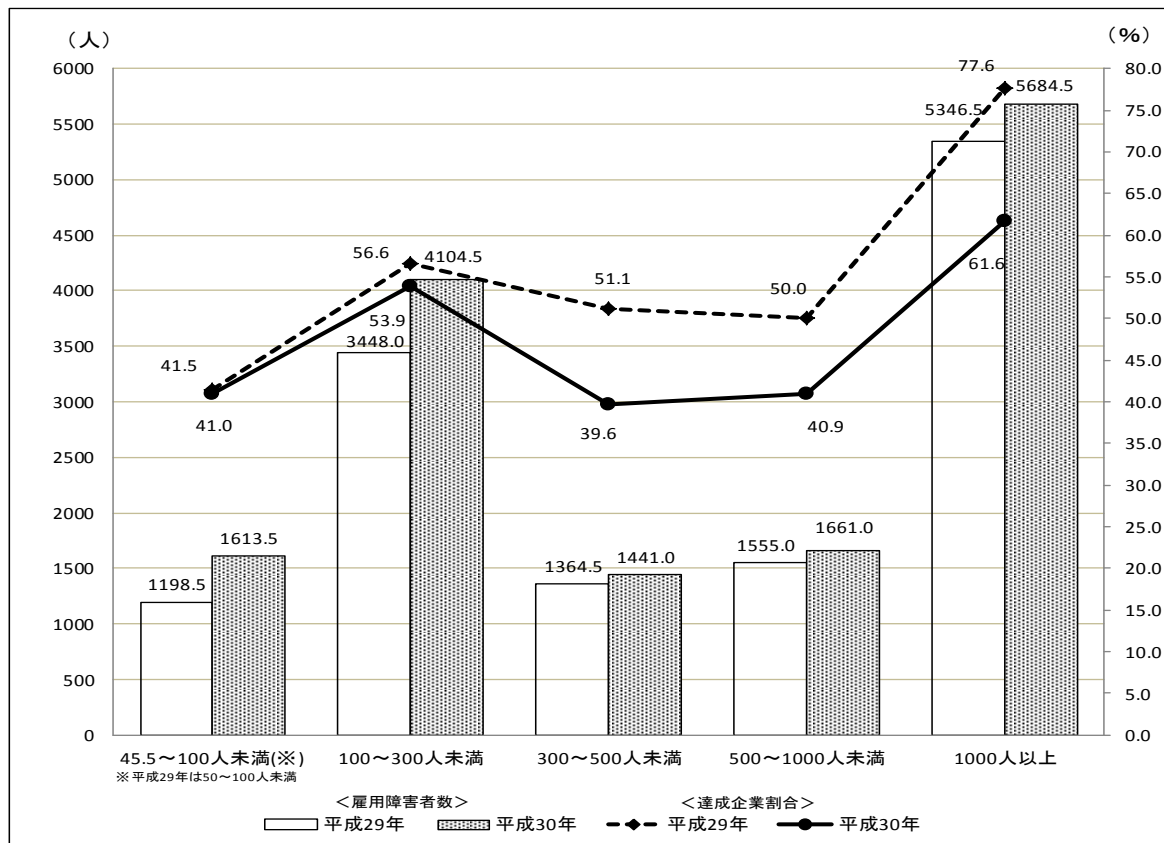
2 企業規模別状況

① 雇用障害者の数

すべての規模で前年より増加した。

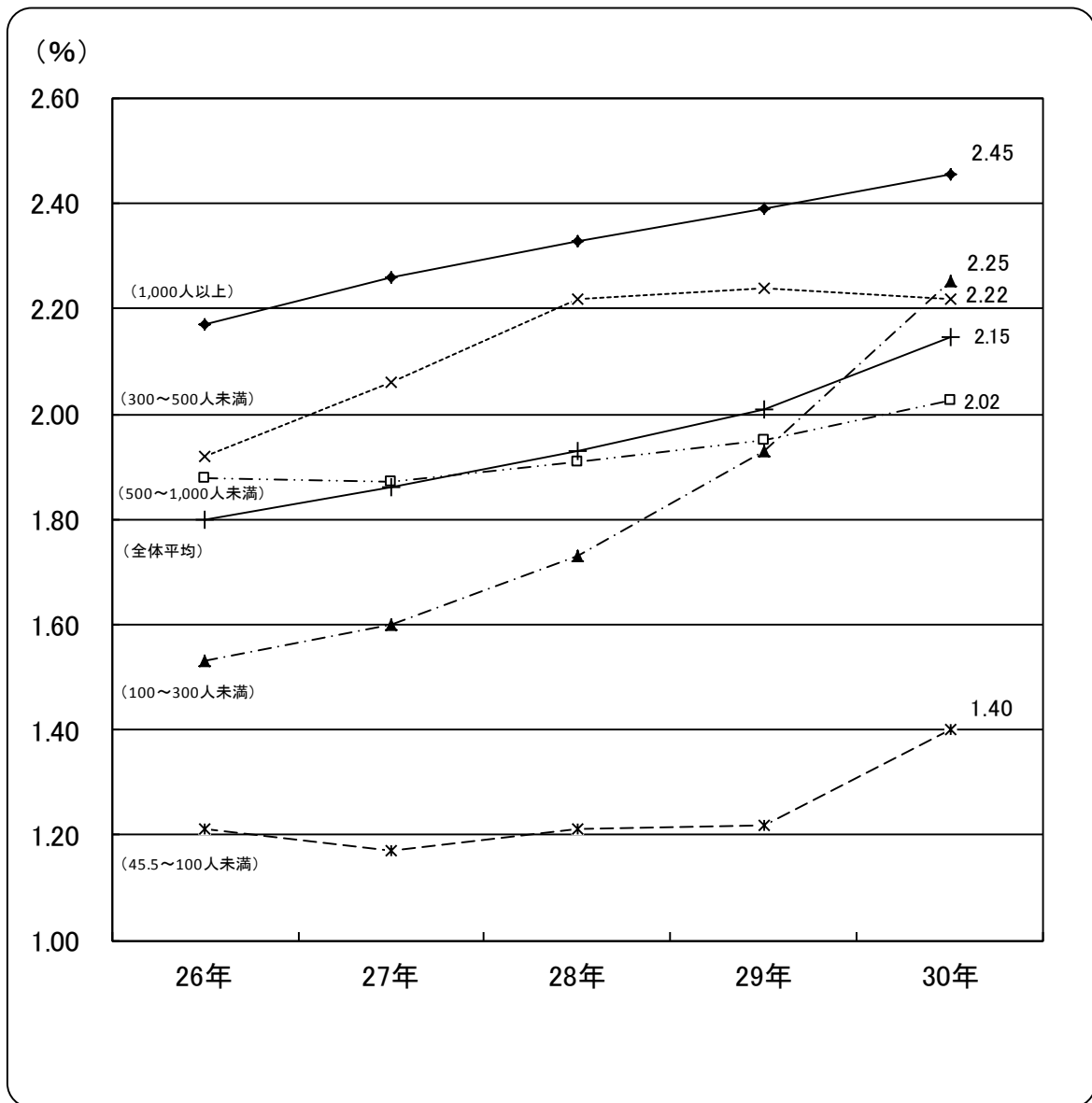
② 達成企業割合

すべての規模で前年より減少した。



③ 実雇用率

企業規模別で見ると 45.5～100 人未満で 1.40%（前年は 1.22%）、100～300 人未満で 2.25%（同 1.93%）、300～500 人未満で 2.22%（同 2.24%）、500～1,000 人未満で 2.02%（同 1.95%）、1,000 人以上で 2.45%（同 2.39%）であった。



注1：雇用義務のある企業（平成24年までは56人以上規模、平成25年から平成29年までは50人以上規模、平成30年は45.5人以上規模の企業）についての集計である。

注2：「障害者の数」とは、次に掲げる者の合計数である。

平成17年まで	身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント） 知的障害者（重度知的障害者はダブルカウント） 重度身体障害者である短時間労働者 重度知的障害者である短時間労働者	平成23年以降	身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント） 知的障害者（重度知的障害者はダブルカウント） 重度身体障害者である短時間労働者 重度知的障害者である短時間労働者 精神障害者 身体障害者である短時間労働者 （身体障害者である短時間労働者は0.5人でカウント） 知的障害者である短時間労働者 （知的障害者である短時間労働者は0.5人でカウント） 精神障害者である短時間労働者（※） （精神障害者である短時間労働者は0.5人でカウント）
平成18年以降 平成22年まで	身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント） 知的障害者（重度知的障害者はダブルカウント） 重度身体障害者である短時間労働者 重度知的障害者である短時間労働者 精神障害者 精神障害者である短時間労働者 （精神障害者である短時間労働者は0.5人でカウント）		

※ 平成30年は、精神障害者である短時間労働者であっても、次のいずれかに該当する者については、1人分とカウントしている。

- ① 平成27年6月2日以降に採用された者であること
- ② 平成27年6月2日より前に採用された者であって、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること

注3：法定雇用率は平成24年までは1.8%、平成25年4月以降平成29年までは2.0%、平成30年4月以降は2.2%となっている。

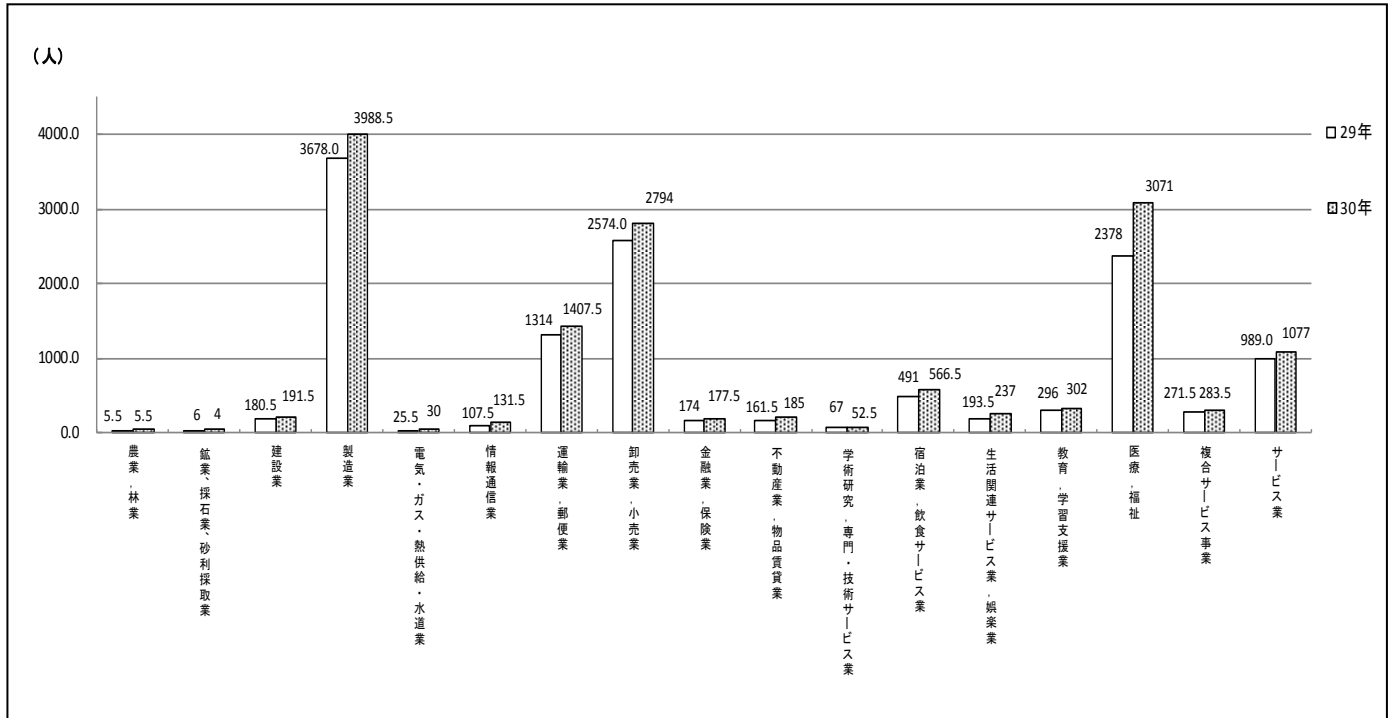
3 産業別状況（漁業は対象企業がないため、下記から除外）

① 雇用障害者の数

○増加した産業：建設業、製造業、電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業、郵便業、卸売業、小売業、金融業、保険業、不動産業、物品賃貸業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業、教育、学習支援業、医療、福祉、複合サービス事業、サービス業

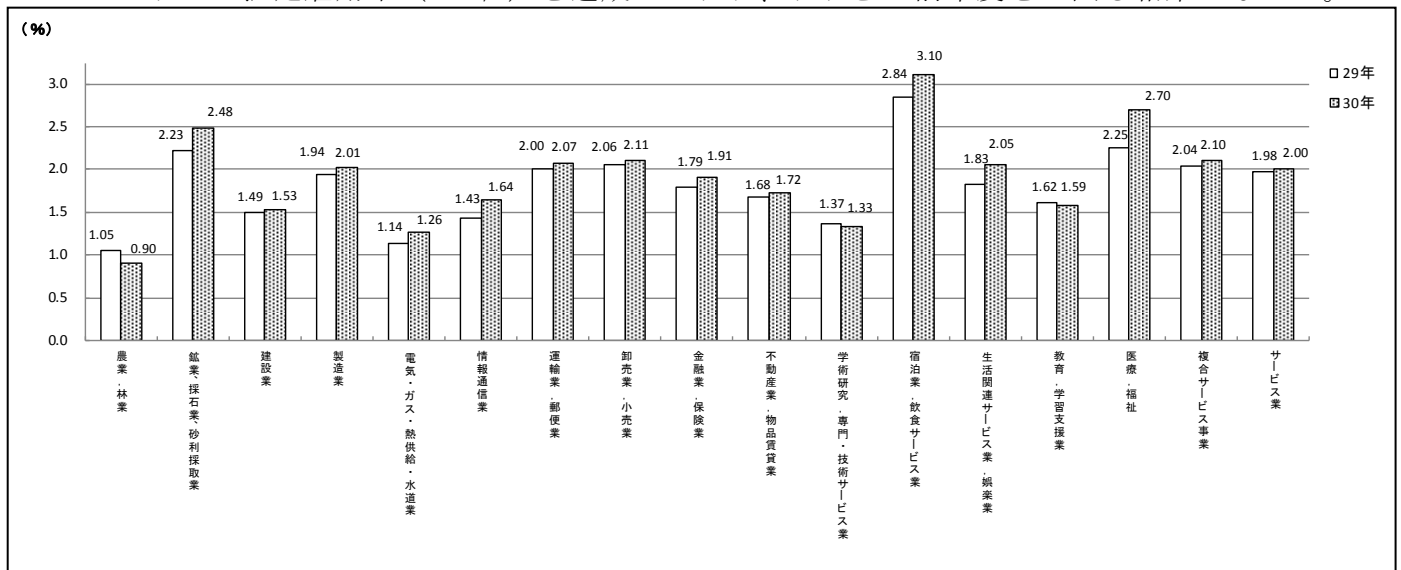
○同数の産業：農業、林業

○減少した産業：鉱業、採石業、砂利採取業、学術研究、専門・技術サービス業



② 実雇用率

平成30年度は、鉱業、採石業、砂利採取業、宿泊業・飲食サービス業、医療、福祉において法定雇用率（2.2%）を達成しており、おおむね前年度を上回る結果となった。



4 法定雇用率未達成企業の状況

未達成企業のうち、不足数が0.5人又は1人である企業が69.3%（前年72.9%）と過半数を占めている。また、未達成企業のうち障害者を全く雇用していない企業が63.9%（同65.4%）であった。

<総括表>

平成30年6月1日現在における障害者の雇用状況

1 民間企業における雇用状況(法定雇用率2.2%)

【詳細表1(1)】

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成企業の数	⑤ 法定雇用率達成企業の割合
	人	人	%	企業 企業	%
民間企業	676,020.5 (642,095.0)	14,504.5 (12,912.5)	2.15 (2.01)	1,549 / 3,362 (1,476 / 2,986)	46.1 (49.4)

2 地方公共団体における在職状況

(1) 埼玉県の間接機関(法定雇用率2.5%)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成機関の数	⑤ 法定雇用率達成機関の割合
	人	人	%	機関 機関	%
合計	10,459.0 (10,432.0)	273.5 (272.0)	2.61 (2.61)	5 / 6 (6 / 6)	83.3 (100.0)
知事部局	7,202.5 (7,176.5)	192.5 (194.0)	2.67 (2.70)	1 / 1 (1 / 1)	100.0 (100.0)
その他の機関	3,256.5 (3,255.5)	81.0 (78.0)	2.49 (2.40)	4 / 5 (5 / 5)	80.0 (100.0)

(2) 市町村の間接機関(法定雇用率2.5%)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成機関の数	⑤ 法定雇用率達成機関の割合
市町村の間接機関	44,324.0 (43,766.5)	1,072.5 (1,024.5)	2.42 (2.34)	78 / 97 (78 / 95)	80.4 (82.1)

※市町村の間接機関のうち、未達成であった機関の6機関は公表日時点で達成済み。

(3) 埼玉県等の教育委員会(法定雇用率2.4%)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成機関の数	⑤ 法定雇用率達成機関の割合
	人	人	%	機関 機関	%
合計	30,962.0 (30,881.5)	543.0 (512.5)	1.75 (1.66)	1 / 3 (2 / 3)	33.3 (66.7)
埼玉県教育委員会	25,936.5 (25,859.0)	430.5 (400.0)	1.66 (1.55)	0 / 1 (0 / 1)	0.0 (0.0)
市町村教育委員会	5,025.5 (5,022.5)	112.5 (112.5)	2.24 (2.24)	1 / 2 (2 / 2)	50.0 (100.0)

3 地方独立行政法人における雇用状況(法定雇用率2.5%)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成機関の数	⑤ 法定雇用率達成機関の割合
	人	人	%	機関 機関	%
地方独立行政法人	406.5 (405.5)	8.0 (7.5)	1.97 (1.85)	1 / 2 (1 / 2)	50.0 (50.0)

注 1 1及び3の表の①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数(対象障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数)を除いた労働者数である。

2 2の各表の①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。

3 各表の②欄の「障害者の数」とは、身体障害者、知的障害者及び精神障害者の計であり、短時間労働者以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。

ただし、精神障害者である短時間労働者であっても、次のいずれかに該当する者については、1人分とカウントしている。

① 平成27年6月2日以降に採用された者であること

② 平成27年6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること

4 法定雇用率2.4%が適用される機関とは、都道府県の教育委員会及び一定の市町村の教育委員会である。

5 ()内は、平成29年6月1日現在の数値である。

なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。

◎ 法定雇用率とは

民間企業、国、地方公共団体は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、それぞれ以下の割合（法定雇用率）に相当する数以上の障害者を雇用しなければならないこととされている。

雇用義務の対象となる障害者は、身体障害者、知的障害者又は精神障害者（精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者に限る。）である（なお、平成30年3月まで、精神障害者は雇用義務の対象ではないが、精神障害者保健福祉手帳保持者を雇用している場合は雇用率に算定することができる）。

- | | | | |
|---------------|-------|---|---|
| ○ 民間企業 | …… | { | 一般の民間企業 …………… 2. 2% [2. 0%]
（45.5人 [50人] 以上規模の企業）
特殊法人等 …………… 2. 5% [2. 3%]
{ 労働者数40人 [43.5人] 以上規模の特殊法人、
独立行政法人、国立大学法人等 |
| ○ 国、地方公共団体 | …………… | | 2. 5% [2. 3%]
（40人 [43.5人] 以上規模の機関） |
| ○ 都道府県等の教育委員会 | …………… | | 2. 4% [2. 2%]
（42人 [45.5] 以上規模の機関） |

※（ ）内は、それぞれの割合（法定雇用率）によって1人以上の障害者を雇用しなければならないこととなる企業等の規模である。

※〔 〕内は、平成30年3月までの値である。

【一般民間企業における雇用率設定基準】

$$\text{障害者雇用率} = \frac{\text{身体障害者、知的障害者及び精神障害者である常用労働者の数} + \text{失業している身体障害者、知的障害者及び精神障害者の数}}{\text{常用労働者数} + \text{失業者数}}$$

※ 特殊法人、国及び地方公共団体における障害者雇用率は、一般の民間企業の障害者雇用率を下回らない率をもって定めることとされている。

※ 重度身体障害者又は重度知的障害者については、その1人の雇用をもって、2人の身体障害者又は知的障害者を雇用しているものとしてカウントされる。

※ 重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者（1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者）については、1人分として、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については、0.5人分としてカウントされる。

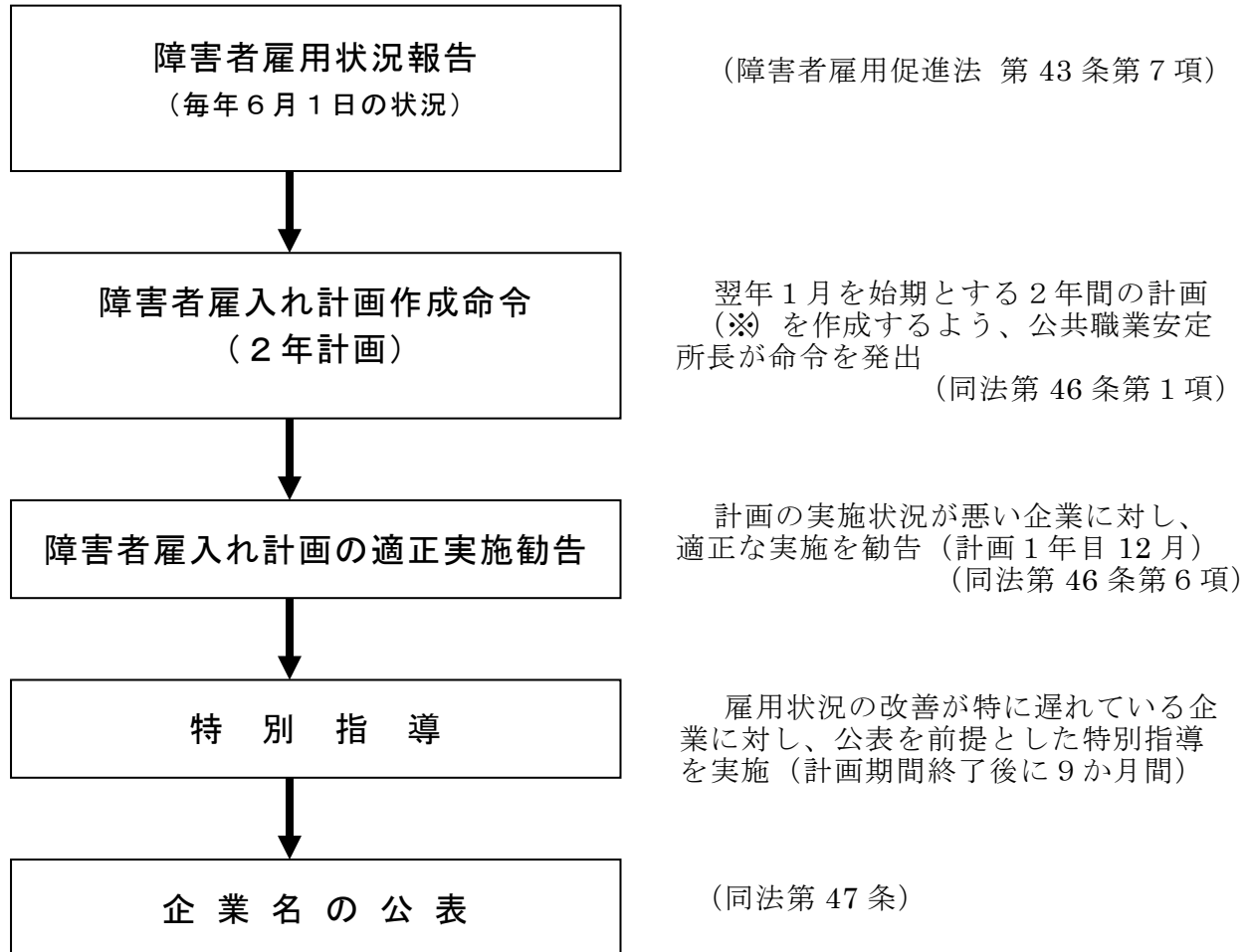
※ ただし、精神障害者である短時間労働者であって、次のいずれかに該当する者については、1人分としてカウントされる。

① 平成27年6月2日以降に採用された者であること

② 平成27年6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること

◎ 障害者雇用率達成指導の流れ

実雇用率の低い事業主については、下記の流れで雇用率達成指導を行い、「障害者雇入れ計画」の着実な実施による障害者雇用の推進を指導している。



不足数の特に多い企業については、当該企業の幹部に対し、厚生労働省本省による直接指導も実施している。

[指導実績]

- 平成29年度の実績
 - * 「障害者雇入れ計画作成命令」の發出 179社
 - * 障害者雇入れ計画の「適正実施勧告」 51社
 - * 「特別指導」の実施 23社
- 障害者雇入れ計画を実施中の企業 294社(29年度)
- 企業名の公表
 - 18年度 2社、19年度 1社(再公表)、20年度 4社、
 - 21年度 7社(うち1社は再公表)、22年度 6社(うち2社は再公表)
 - 23年度 3社(うち1社は再公表)、24年度 0社、25年度 0社、
 - 26年度 8社、27年度 0社、28年度 2社、平成29年度 0社

※平成24年1月1日以降の日を始期とする雇入れ計画から計画期間は3年間から2年間に短縮している。

< 詳細表 >

1 民間企業における雇用状況(法定雇用率2.2%)

(1) 概況

① 概況

区分	① 企業数 (2,986)	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数 (642,095.0)	③ 障害者の数			④ 実雇用率 E÷②×100 (2.01)	⑤ 法定雇用率達成企業数 (1,476)	⑥ 法定雇用率達成企業の割合 (49.4)					
			A. 重度身体障害者及び知的障害者 (2,852)	B. 重度身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者(注4) (537)	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者(注4) (5,736)				D. 重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者(注5) (1,871)	E. 計 A×2+B+C+D×0.5 (12,912.5)	F. うち新規雇用分 (1,728.5)	人	人
民間企業	3,362	676,020.5	3,021	614	7,165	1,367	14,504.5	1,837.5	2.15	1,549	46.1		
	(2,986)	(642,095.0)	(2,852)	(537)	(5,736)	(1,871)	(12,912.5)	(1,728.5)	(2.01)	(1,476)	(49.4)		

注1 ②欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数(身体障害者及び知的障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を除いた数)を除いた労働者数である。

2 ③A欄の「重度身体障害者及び知的障害者」とは、法律上、1人を2人に相当するものとしており、E欄の計を算出するに当たりダブルカウントを行い、D欄の「重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者」については法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、E欄の計を算出するに当たり0.5カウントとしている。

ただし、精神障害者である短時間労働者であっても、以下の注4に該当するものについては、1人分とカウントしている。

3 A、C欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の労働者であり、B、D欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者である。

4 C欄の精神障害者には、精神障害者である短時間労働者であって、次のいずれかに該当する者を含む。

① 平成27年6月2日以前に採用された者であること。

② 平成27年6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること。

5 D欄の精神障害者である短時間労働者は、精神障害者である短時間労働者のうち、注4に該当しない者である。

6 F欄のうち新規雇用分は、平成29年6月2日から平成30年6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。

7 ()内は平成29年6月1日現在の数値である。

なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。

② 障害種別雇用状況

区分	① 障害者の数		② 身体障害者の数			③ 知的障害者の数			④ 精神障害者の数												
	A. 重度身体障害者 (12,912.5)	B. 重度身体障害者以外の身体障害者 (1,957)	C. 重度以外の身体障害者 (2,809)	D. 重度以外の身体障害者 (343)	E. 計 A×2+B+C+D×0.5 (7,528.0)	F. うち新規雇用分 (681.0)	G. うち新規雇用分 (681.0)	H. 精神障害者 (979)	I. 精神障害者 (895)	J. 精神障害者 (895)	K. 精神障害者 (895)	L. 精神障害者 (895)	M. 精神障害者 (895)	N. 精神障害者 (895)	O. 精神障害者 (895)	P. 精神障害者 (895)	計 C+D+E×0.5+E (2,218.5)	計 D. 精神障害者 (1,069)	計 E. Dのうち(注5)に該当する労働者 (804)	計 F. うち新規雇用分 (620.5)	計 G. うち新規雇用分 (427.0)
民間企業	14,504.5	2,042	376	2,809	518	7,528.0	623.5	979	238	2,270	584	4,758.0	548.5	1,282	1,069	804	2,218.5	1,069	804	548.5	665.5
	(12,912.5)	(1,957)	(343)	(2,664)	(478)	(7,160.0)	(681.0)	(895)	(194)	(2,051)	(502)	(4,286.0)	(620.5)	(1,021)	(891)	(-)	(1,466.5)	(891)	(-)	(1,466.5)	(427.0)

注1 ①欄の「障害者の数」とは②③E欄及び④D欄の計である。

2 ②③A欄の重度障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしており、E欄の計を算出するに当たりダブルカウントとしている。

3 ②③④D欄の重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、E欄及び④F欄を算出するに当たり0.5カウントとしている。

ただし、精神障害者である短時間労働者であっても、以下の注5に該当するものについては、1人分とカウントしている。

4 ②③のA、C欄及び④のC欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の労働者であり、②③のB、D欄及び④のD欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者である。

5 ④E欄の労働者とは、精神障害者である短時間労働者であって、次のいずれかに該当する者を含む。

① 平成27年6月2日以前に採用された者であること。

② 平成27年6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること。

6 ②③F欄及び④G欄の「うち新規雇用分」は、平成29年6月2日から平成30年6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。

7 ()内は平成29年6月1日現在の数値である。

なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。

(2) 企業規模別の雇用状況

① 概況

区分	① 企業数	② 法定雇用障害者の数 算定の基礎となる労働者数		③ 障害者の数		④ 実雇用率 E÷②×100		⑤ 法定雇用率達成企業の数	⑥ 法定雇用率達成企業割合 %
		A. 重度身体障害者及び重度知的障害者	B. 重度身体障害者及び重度知的障害者、知的障害者及び精神障害者(注4)	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者(注5)	D. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者(注5)	E. 計 A×2+B+C+D×0.5	F. うち新規雇用分		
規模計	3,362 (2,986)	614 (537)	7,165 (5,736)	1,367 (1,871)	14,504.5 (12,912.5)	1,837.5 (1,728.5)	2.15 (2.01)	1,549 (1,476)	46.1 (49.4)
45.5~100未満	1,750 (1,416)	327 (254)	824 (546)	141 (185)	1,613.5 (1,198.5)	222.0 (166.5)	1.40 (1.22)	718 (588)	41.0 (41.5)
100~300未満	1,207 (1,183)	769 (737)	2,041 (1,340)	545 (872)	4,104.5 (3,448.0)	777.0 (644.0)	2.25 (1.93)	650 (669)	53.9 (56.6)
300~500未満	187 (174)	331 (319)	663 (604)	118 (153)	1,441.0 (1,364.5)	135.0 (161.5)	2.22 (2.24)	74 (89)	39.6 (51.1)
500~1000未満	132 (128)	379 (379)	783 (668)	128 (142)	1,661.0 (1,555.0)	177.5 (183.5)	2.02 (1.95)	54 (64)	40.9 (50.0)
1,000以上	86 (85)	1,215 (1,163)	2,854 (2,578)	435 (519)	5,684.5 (5,346.5)	526.0 (573.0)	2.45 (2.39)	53 (66)	61.6 (77.6)

注 1(1)①の表と同じ

② 障害種別雇用状況

区分	① 障害者の数		② 身体障害者の数		③ 知的障害者の数		④ 精神障害者の数		計 E+D+C+B
	A. 重度身体障害者 者 の間労働者	B. 重度身体障害者 者 の間労働者	C. 重度以外の身体障害者 の間労働者	D. 重度以外の身体障害者 の間労働者	E. 計 A×2+B+C+D×0.5	F. うち新規雇用分	G. うち新規雇用分	H. うち新規雇用分	
規模計	2,042 (1,957)	376 (343)	7,528.0 (7,160.0)	979 (895)	2,270 (2,051)	564 (502)	4,768.0 (4,286.0)	1,282 (1,021)	2,218.5 (1,466.5)
45.5~100未満	257 (200)	48 (39)	1,013.0 (821.5)	70 (54)	170 (124)	53 (38)	353.5 (261.0)	142 (70)	247.0 (113.0)
100~300未満	594 (567)	144 (118)	2,279.5 (2,120.0)	175 (170)	335 (304)	252 (215)	920.0 (831.5)	336 (255)	905.0 (496.5)
300~500未満	180 (188)	33 (30)	695.5 (686.0)	141 (131)	24 (16)	53 (39)	566.5 (521.5)	143 (126)	179.0 (157.0)
500~1000未満	295 (302)	38 (39)	1,012.5 (1,014.5)	84 (77)	18 (19)	39 (35)	416.5 (370.5)	172 (142)	232.0 (170.0)
1,000以上	706 (700)	113 (117)	2,527.5 (2,518.0)	509 (463)	70 (66)	187 (175)	2,501.5 (2,298.5)	489 (428)	655.5 (530.0)

注 1(1)②の表と同じ

(3) 産業別の雇用状況

区分	① 概況										
	① 企業数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	③ 障害者の数					④ 実雇用率	⑤ 法定雇用率達成企業数	⑥ 法定雇用率達成企業割合	
	企業数	人	人	人	人	人	人	人	%	企業数	%
産業計	3,362 (2,986)	676,020.5 (642,095.0)	3,021 (2,852)	614 (537)	7,165 (5,736)	1,367 (1,871)	14,504.5 (12,912.5)	1,837.5 (1,728.5)	2.15 (2.01)	1,549 (1,476)	46.1 (49.4)
農業、林業	5 (4)	608.0 (523.0)	2 (2)	0 (0)	1 (1)	1 (1)	5.5 (5.5)	0.0 (0.0)	0.90 (1.05)	1 (1)	20.0 (25.0)
漁業	0 (0)	0.0 (0.0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)	- (-)	0 (0)	- (-)
鉱業、採石業、砂利採取業	2 (3)	161.0 (268.5)	2 (3)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	4.0 (6.0)	0.0 (0.0)	2.48 (2.23)	2 (2)	100.0 (66.7)
建設業	123 (100)	12,483.5 (12,136.0)	54 (57)	8 (8)	74 (56)	3 (5)	191.5 (180.5)	25.0 (10.0)	1.53 (1.49)	54 (43)	43.9 (43.0)
製造業	1,040 (933)	197,987.5 (189,822.5)	925 (872)	79 (58)	1,996 (1,802)	127 (148)	3,988.5 (3,678.0)	309.5 (365.0)	2.01 (1.94)	522 (500)	50.2 (53.6)
食料品・たばこ	130 (123)	34,371.5 (31,873.5)	141 (126)	31 (17)	494 (447)	61 (71)	837.5 (751.5)	98.0 (109.0)	2.44 (2.36)	79 (72)	60.8 (58.5)
繊維工業	16 (17)	2,320.0 (2,338.5)	8 (7)	0 (0)	24 (18)	2 (3)	41.0 (33.5)	3.0 (1.5)	1.77 (1.43)	10 (8)	62.5 (47.1)
木材・家具	8 (7)	818.0 (788.5)	2 (2)	0 (0)	8 (7)	0 (0)	12.0 (11.0)	1.0 (3.0)	1.47 (1.40)	4 (4)	50.0 (57.1)
パルプ・紙・印刷	116 (109)	18,332.5 (17,733.0)	100 (95)	6 (7)	196 (165)	23 (28)	413.5 (376.0)	25.0 (39.5)	2.26 (2.12)	58 (57)	50.0 (52.3)
化学工業	99 (93)	14,680.0 (14,404.0)	53 (52)	4 (4)	113 (99)	10 (9)	228.0 (211.5)	19.5 (21.0)	1.55 (1.47)	38 (40)	38.4 (43.0)
窯業・土石	15 (13)	1,967.0 (1,856.5)	9 (8)	0 (0)	17 (15)	1 (0)	35.5 (31.0)	3.5 (4.0)	1.80 (1.67)	8 (9)	53.3 (69.2)
鉄鋼	21 (16)	2,346.0 (1,881.5)	10 (8)	1 (1)	25 (16)	0 (0)	46.0 (33.0)	8.0 (1.0)	1.96 (1.75)	13 (10)	61.9 (62.5)
非鉄金属	25 (20)	2,490.5 (2,212.0)	9 (9)	1 (1)	13 (21)	1 (2)	32.5 (41.0)	1.5 (2.0)	1.30 (1.85)	13 (13)	52.0 (65.0)
金属製品	114 (84)	9,943.0 (8,336.0)	29 (21)	1 (0)	89 (63)	4 (3)	150.0 (106.5)	15.0 (9.5)	1.51 (1.28)	48 (36)	42.1 (42.9)
電気機械	107 (98)	21,281.5 (20,326.0)	111 (113)	9 (7)	182 (171)	6 (6)	416.0 (407.0)	20.0 (19.5)	1.95 (2.00)	54 (54)	50.5 (55.1)
その他機械	235 (218)	59,548.5 (58,637.5)	294 (284)	17 (16)	546 (510)	7 (8)	1,154.5 (1,098.0)	67.5 (70.5)	1.94 (1.87)	115 (118)	48.9 (54.1)
その他	154 (135)	29,889.0 (29,435.5)	159 (147)	9 (5)	289 (270)	12 (18)	622.0 (578.0)	47.5 (84.5)	2.08 (1.96)	82 (79)	53.2 (58.5)
電気・ガス・熱供給・水道業	15 (13)	2,379.5 (2,242.0)	9 (8)	0 (0)	11 (8)	2 (3)	30.0 (25.5)	2.0 (5.5)	1.26 (1.14)	4 (6)	26.7 (46.2)
情報通信業	47 (42)	8,020.5 (7,502.0)	30 (25)	0 (1)	69 (53)	5 (7)	131.5 (107.5)	11.0 (9.0)	1.64 (1.43)	23 (18)	48.9 (42.9)
運輸業、郵便業	365 (324)	67,832.5 (65,627.0)	305 (294)	50 (46)	695 (618)	105 (124)	1,407.5 (1,314.0)	159.5 (152.0)	2.07 (2.00)	173 (168)	47.4 (51.9)
卸売・小売業	399 (353)	132,626.0 (124,707.5)	541 (523)	109 (110)	1,462 (1,235)	282 (366)	2,794.0 (2,574.0)	312.5 (273.5)	2.11 (2.06)	145 (149)	36.3 (42.2)
金融業、保険業	18 (19)	9,307.0 (9,703.0)	46 (46)	5 (5)	75 (72)	11 (10)	177.5 (174.0)	20.5 (23.0)	1.91 (1.79)	5 (5)	27.8 (26.3)
不動産業、物品賃貸業	47 (37)	10,767.0 (9,603.0)	49 (44)	5 (8)	76 (60)	12 (11)	185.0 (161.5)	22.0 (9.0)	1.72 (1.68)	16 (14)	34.0 (37.8)
学術研究、専門・技術サービス業	40 (38)	3,957.5 (4,899.0)	14 (19)	4 (4)	18 (22)	5 (6)	52.5 (67.0)	6.5 (12.0)	1.33 (1.37)	17 (17)	42.5 (44.7)
宿泊業、飲食サービス業	50 (41)	18,255.0 (17,300.5)	73 (61)	47 (42)	324 (281)	99 (92)	566.5 (491.0)	44.0 (48.0)	3.10 (2.84)	22 (21)	44.0 (51.2)
生活関連サービス業、娯楽業	108 (93)	11,541.5 (10,558.5)	49 (42)	11 (9)	114 (84)	28 (33)	237.0 (193.5)	33.0 (35.5)	2.05 (1.83)	45 (30)	41.7 (32.3)
教育・学習支援業	76 (67)	19,047.0 (18,279.0)	76 (79)	12 (12)	132 (118)	12 (16)	302.0 (296.0)	30.5 (25.5)	1.59 (1.62)	23 (28)	30.3 (41.8)
医療、福祉	654 (590)	113,809.5 (105,765.0)	534 (490)	229 (173)	1,511 (782)	526 (886)	3,071.0 (2,378.0)	709.0 (608.5)	2.70 (2.25)	336 (319)	51.4 (54.1)
複合サービス事業	21 (18)	13,508.5 (13,295.0)	60 (62)	14 (13)	125 (116)	49 (37)	283.5 (271.5)	19.0 (11.0)	2.10 (2.04)	7 (7)	33.3 (38.9)
サービス業	352 (311)	53,729.0 (49,863.5)	252 (225)	41 (48)	482 (428)	100 (126)	1,077.0 (989.0)	133.5 (141.0)	2.00 (1.98)	154 (148)	43.8 (47.6)

注 1 (1)①の表と同じ

② 障害種別雇用状況

区分	①障害者の数				②身体障害者の数				③知的障害者の数				④精神障害者の数			
	A. 重度身体障害者 (1,957)	B. 重度身体障害者 以外 (343)	C. 重度以外の身体障害者 となる 期間労働者 (376)	D. 重度以外の身体障害者 となる 期間労働者 (2,809)	A. 重度知的障害者 (895)	B. 重度知的障害者 以外 (194)	C. 重度以外の知的障害者 となる 期間労働者 (2,270)	D. 重度以外の知的障害者 となる 期間労働者 (2,051)	A. 重度精神障害者 (891)	B. 重度精神障害者 以外 (804)	C. 重度以外の精神障害者 となる 期間労働者 (1,069)	D. 重度以外の精神障害者 となる 期間労働者 (1,021)	E. Dのうち(注5) に該当する労働者 (-)	F. C+(D)×0.5+ E (2,218.5)	G. Fのうち 雇用 (427.0)	
障害者数	14,504.5 (12,912.5)	518 (478)	7,528.0 (7,160.0)	623.5 (681.0)	979 (895)	238 (194)	2,270 (2,051)	584 (502)	4,758.0 (4,286.0)	1,282 (1,021)	804 (-)	1,069 (891)	2,218.5 (1,466.5)	665.5 (427.0)		
農業、林業	5.5 (5.5)	1 (1)	5.0 (5.0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0.5 (0.5)		
漁業	0.0 (0.0)	0 (0)	0.0 (0.0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0.0 (0.0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)		
鉱業、採石業、砂利採取業	4.0 (6.0)	0 (0)	4.0 (6.0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0.0 (0.0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)		
建設業	191.5 (180.5)	47 (46)	150.5 (147.0)	4.0 (4.0)	7 (11)	1 (4)	10 (4)	0 (0)	25.0 (27.0)	16 (6)	0 (1)	0 (-)	16.0 (6.5)	0 (0)		
製造業	3,988.5 (3,678.0)	706 (672)	2,484.5 (2,374.0)	990 (959)	219 (200)	25 (15)	607 (557)	45 (42)	1092.5 (993.0)	342 (286)	82 (50)	57 (-)	411.5 (311.0)	0 (0)		
電気・ガス、熱供給・水道業	30.0 (25.5)	9 (8)	25.0 (23.0)	2 (2)	0 (0)	0 (0)	1 (0)	0 (0)	1.0 (0.0)	4 (2)	0 (1)	0 (-)	4.0 (2.5)	0 (0)		
情報通信業	131.5 (107.5)	26 (21)	85.5 (74.5)	31 (30)	4 (4)	0 (0)	2 (2)	0 (0)	10.0 (10.0)	31 (21)	5 (4)	5 (-)	36.0 (23.0)	0 (0)		
運輸業、郵便業	1,407.5 (1,314.0)	185 (180)	747.0 (720.0)	322 (312)	120 (114)	17 (19)	217 (194)	38 (34)	493.0 (458.0)	112 (112)	49 (48)	26 (-)	167.5 (136.0)	0 (0)		
卸売・小売業	2,794.0 (2,574.0)	291 (295)	1,089.0 (1,082.5)	394 (373)	250 (228)	43 (34)	698 (624)	107 (114)	1,294.5 (1,171.0)	266 (238)	165 (165)	84 (-)	410.5 (320.5)	0 (0)		
金融業、保険業	177.5 (174.0)	41 (41)	133.5 (140.0)	41 (48)	5 (5)	0 (0)	13 (7)	0 (0)	23.0 (17.0)	17 (17)	4 (0)	4 (-)	21.0 (17.0)	0 (0)		
不動産業、物品賃貸業	185.0 (161.5)	42 (38)	129.5 (124.0)	39 (38)	7 (6)	0 (0)	12 (9)	4 (1)	28.0 (21.5)	24 (13)	6 (6)	1 (-)	27.5 (16.0)	0 (0)		
学術研究、専門・技術サービス業	52.5 (67.0)	13 (16)	44.5 (54.0)	13 (17)	1 (3)	0 (0)	1 (1)	0 (0)	3.0 (7.0)	4 (4)	2 (2)	0 (-)	5.0 (6.0)	0 (0)		
宿泊業、飲食サービス業	566.5 (491.0)	31 (26)	136.0 (116.5)	46 (41)	42 (35)	30 (27)	248 (221)	65 (53)	394.5 (344.5)	23 (19)	19 (22)	7 (-)	36.0 (30.0)	0 (0)		
生活関連サービス業、娯楽業	237.0 (193.5)	21 (21)	82.5 (76.5)	28 (24)	28 (21)	4 (4)	59 (45)	10 (9)	124.0 (95.5)	21 (15)	13 (13)	6 (-)	30.5 (21.5)	0 (0)		
教育、学習支援業	302.0 (296.0)	68 (72)	232.0 (243.0)	83 (86)	8 (7)	2 (13)	15 (13)	4 (3)	35.0 (30.5)	27 (19)	9 (7)	7 (-)	35.0 (22.5)	0 (0)		
医療、福祉	3,071.0 (2,378.0)	367 (338)	1,423.0 (1,270.5)	469 (420)	167 (152)	99 (75)	216 (198)	271 (207)	784.5 (680.5)	243 (164)	658 (526)	583 (-)	863.5 (427.0)	0 (0)		
複合サービス事業	283.5 (271.5)	35 (37)	125.0 (120.0)	46 (37)	25 (25)	9 (6)	60 (59)	29 (23)	133.5 (126.5)	14 (20)	17 (10)	5 (-)	25.0 (25.0)	0 (0)		
サービス業	1,077.0 (989.0)	156 (141)	631.5 (583.5)	252 (226)	96 (84)	8 (11)	111 (117)	11 (16)	316.5 (304.0)	100 (85)	39 (33)	19 (-)	129.0 (101.5)	0 (0)		

注 1 (1)②の表と同じ

③ 製造業における雇用状況（障害種別）

区分	① 障害者の数		② 身体障害者の数				③ 知的障害者の数				④ 精神障害者の数				
	A. 重度身体障害者	B. 重度身体障害者である短時間労働者	C. 重度以外の身体障害者	D. 重度以外の身体障害者である短時間労働者	E. 計 A×2+B+C+D ×0.5	A. 重度知的障害者	B. 重度知的障害者である短時間労働者	C. 重度以外の知的障害者	D. 重度以外の知的障害者である短時間労働者	E. 計 A×2+B+C+D ×0.5	C. 精神障害者	D. 精神障害者である短時間労働者	E. Dのうち、(注5)に該当する労働者	F. 計 C+(D-E)×0.5+E	
製造業計	3,988.5 (3,678.0)	706 (672)	54 (43)	990 (959)	57 (56)	2,484.5 (2,374.0)	219 (200)	25 (15)	607 (557)	45 (42)	1,092.5 (993.0)	342 (286)	82 (50)	57 (-)	411.5 (311.0)
食料品・たばこ	837.5 (751.5)	68 (64)	19 (10)	140 (134)	20 (19)	305.0 (281.5)	73 (62)	12 (7)	277 (254)	26 (27)	448.0 (398.5)	62 (59)	30 (25)	15 (-)	84.5 (71.5)
繊維工業	41.0 (33.5)	7 (6)	0 (0)	17 (13)	2 (2)	32.0 (26.0)	1 (1)	0 (0)	3 (3)	0 (0)	5.0 (5.0)	2 (2)	2 (1)	2 (-)	4.0 (2.5)
木材・家具	12.0 (11.0)	2 (2)	0 (0)	5 (5)	0 (0)	9.0 (9.0)	0 (0)	0 (0)	1 (1)	0 (0)	1.0 (1.0)	1 (1)	1 (0)	1 (-)	2.0 (1.0)
パルプ・紙・印刷	413.5 (376.0)	85 (78)	4 (6)	95 (89)	9 (8)	273.5 (255.0)	15 (17)	2 (1)	57 (52)	9 (4)	93.5 (89.0)	35 (24)	14 (16)	9 (-)	46.5 (32.0)
化学工業	228.0 (211.5)	41 (38)	2 (2)	69 (55)	7 (6)	156.5 (136.0)	12 (14)	2 (2)	18 (23)	2 (3)	45.0 (54.5)	23 (21)	4 (0)	3 (-)	26.5 (21.0)
窯業・土石	35.5 (31.0)	9 (8)	0 (0)	10 (11)	1 (0)	28.5 (27.0)	0 (0)	0 (0)	4 (2)	0 (0)	4.0 (2.0)	1 (2)	2 (0)	2 (-)	3.0 (2.0)
鉄鋼	46.0 (33.0)	9 (8)	1 (1)	20 (13)	0 (0)	39.0 (30.0)	1 (0)	0 (0)	1 (0)	0 (0)	3.0 (0.0)	4 (3)	0 (0)	0 (-)	4.0 (3.0)
非鉄金属	32.5 (41.0)	8 (7)	0 (0)	10 (13)	0 (0)	26.0 (27.0)	1 (2)	1 (1)	0 (5)	1 (1)	3.5 (10.5)	3 (3)	0 (1)	0 (-)	3.0 (3.5)
金属製品	150.0 (106.5)	16 (12)	1 (0)	48 (38)	3 (1)	82.5 (62.5)	13 (9)	0 (0)	26 (15)	0 (0)	52.0 (33.0)	14 (10)	2 (2)	1 (-)	15.5 (11.0)
電気機械	416.0 (407.0)	101 (103)	8 (7)	111 (114)	5 (5)	323.5 (329.5)	10 (10)	1 (0)	23 (18)	1 (1)	44.5 (38.5)	47 (39)	1 (0)	1 (-)	48.0 (39.0)
その他機械	1,154.5 (1,098.0)	244 (239)	11 (12)	304 (311)	4 (5)	805.0 (803.5)	50 (45)	6 (4)	126 (116)	1 (1)	232.5 (210.5)	98 (83)	20 (2)	18 (-)	117.0 (84.0)
その他	622.0 (578.0)	116 (107)	8 (5)	161 (163)	6 (10)	404.0 (387.0)	43 (40)	1 (0)	71 (68)	5 (5)	160.5 (150.5)	52 (39)	6 (3)	5 (-)	57.5 (40.5)

注 1 (1)②の表と同じ

(4) 民間企業における雇用状況の推移

(各年6月1日現在)

	障害者の数(人)				実雇用率(%)				法定雇用率達成企業の割合(%)			
	埼玉県		全 国		埼玉県		全 国		埼玉県		全 国	
	対前年増減		対前年増減		対前年増減		対前年増減		対前年増減		対前年増減	
平成16年	5,186	431	257,939	10,846	1.39	0.01	1.46	△ 0.02	39.4	0.0	41.7	0.0
17	5,728	542	269,066	11,127	1.41	0.02	1.49	0.03	39.3	△ 0.1	42.1	0.4
18	5,844.0	116.0	283,750.5	14,684.5	1.45	0.04	1.52	0.03	39.9	0.6	43.4	1.3
19	6,599.5	755.5	302,716.0	18,965.5	1.46	0.01	1.55	0.03	40.1	0.2	43.8	0.4
20	7,064.0	464.5	325,603.0	22,887.0	1.50	0.04	1.59	0.04	41.0	0.9	44.9	1.1
21	7,415.0	351.0	332,811.5	7,208.5	1.54	0.04	1.63	0.04	41.6	0.6	45.5	0.6
22	7,817.5	402.5	342,973.5	10,162.0	1.59	0.05	1.68	0.05	40.4	△ 1.2	47.0	1.5
23	8,403.5	586.0	366,199.0	23,225.5	1.51	△ 0.08	1.65	△ 0.03	39.0	△ 1.4	45.3	△ 1.7
24	9,166.0	762.5	382,363.5	16,164.5	1.62	0.11	1.69	0.04	43.9	4.9	46.8	1.5
25	10,372.0	1,206.0	408,947.5	26,584.0	1.71	0.09	1.76	0.07	39.9	△ 4.0	42.7	△ 4.1
26	11,066.0	694.0	431,225.5	22,278.0	1.80	0.09	1.82	0.06	43.7	3.8	44.7	2.0
27	11,531.0	465.0	453,133.5	21,908.0	1.86	0.06	1.88	0.06	45.8	2.1	47.2	2.5
28	11,984.0	453.0	474,374.0	21,240.5	1.93	0.07	1.92	0.04	49.0	3.2	48.8	1.6
29	12,912.5	928.5	495,795.0	21,421.0	2.01	0.08	1.97	0.05	49.4	0.4	50.0	1.2
30	14,504.5	1,592.0	534,769.5	38,974.5	2.15	0.14	2.05	0.08	46.1	△ 3.3	45.9	△ 4.1

注1

障害者の数とは、次に掲げる者の合計である。

～平成17年

- 〔・身体障害者(重度身体障害者はダブルカウント)、
- ・知的障害者(重度知的障害者はダブルカウント)、
- ・重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者

平成18年～

- 〔・身体障害者(重度身体障害者はダブルカウント)、
- ・知的障害者(重度知的障害者はダブルカウント)、
- ・精神障害者、
- ・重度身体障害者、重度知的障害者又は精神障害者である短時間労働者(精神障害者である短時間労働者は0.5カウント)

平成23年～

- 〔・身体障害者(重度身体障害者はダブルカウント)、
- ・知的障害者(重度知的障害者はダブルカウント)、
- ・精神障害者、
- ・重度身体障害者、重度知的障害者、重度以外身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者(重度以外身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者は0.5カウント)(※)

※ 平成30年は、精神障害者である短時間労働者であっても、次のいずれかに該当する者については、1人分とカウントしている。

①平成27年6月2日以降に採用された者であること

②平成27年6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること

(5) 障害者不足数階級別の法定雇用率未達成企業数

区分	①法定雇用率未達成企業の数	②不足数								③障害者の数が30人である企業数
		0.5人又は1人	1.5人又は2人	2.5人又は3人	3.5人又は4人	4.5人-10人	10.5人-20人	20.5人以上		
規模計	1,813 (100.0%)	1,257 (69.3%)	351 (19.4%)	104 (5.7%)	57 (3.1%)	40 (2.2%)	3 (0.2%)	1 (0.1%)	1,158 (63.9%)	
45.5-100人未満	1,032 (100.0%)	979 (94.9%)	53 (5.1%)	—	—	—	—	—	973 (94.3%)	
100-300人未満	557 (100.0%)	231 (41.5%)	245 (44.0%)	64 (11.5%)	15 (2.7%)	2 (0.4%)	—	—	184 (33.0%)	
300-500人未満	113 (100.0%)	26 (23.0%)	35 (31.0%)	19 (16.8%)	24 (21.2%)	9 (8.0%)	—	—	1 (0.9%)	
500-1000人未満	78 (100.0%)	15 (19.2%)	14 (17.9%)	20 (25.6%)	15 (19.2%)	14 (17.9%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	
1,000人以上	33 (100.0%)	6 (18.2%)	4 (12.1%)	1 (3.0%)	3 (9.1%)	15 (45.5%)	3 (9.1%)	1 (3.0%)	0 (0.0%)	

注1 上段は企業数、下段は当該企業規模階級内における構成比。

注2 ②欄の「不足数」とは、法定雇用率を達成するために、現在の雇用障害者数に加えて雇用しなければならない障害者の数である。